

教育委員会会議録

(定例会)

令和4年3月17日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|--------|-------------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 令和4年3月17日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後1時30分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 議場 | に出席した者 | 副教育長 | 高 崎 修 |
| | | | 管理部長 | 栗 原 章 浩 |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 千 葉 裕 |
| | | | 管理部参事兼教育総務課長 | 高 木 泰 博 |
| | | | 管理部参事兼学校施設課長 | 渋 谷 貴 之 |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 清 水 一 司 |
| | | | 学校教育部参事兼教職員給与課長 | 井 出 浩 史 |
| | | | 学校教育部参事兼指導2課長 | 浅 見 正 史 |
| | | | 生涯学習部参事兼生涯学習振興課長 | 山 本 高 弘 |
| | | | 生涯学習部参事兼文化財保護課長 | 青 木 文 彦 |
| | | | 生涯学習部参事兼うらわ美術館副館長 | 酒 井 浩 志 |
| | | | 教育財務課長 | 竹 内 孝 央 |
| | | | 学事課長 | 内 田 佳 孝 |
| | | | 総合教育相談室長 | 内 野 多美子 |
| | | | 健康教育課長 | 宮 野 充 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 大 谷 幸 男 | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 おりません。
- 細田教育長 本日の会議録の署名は、大谷委員にお願いいたします。
本日の議案については、報告第1号、第2号並びに議案第14号、第15号、第16号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第1号、第2号並びに議案第14号、第15号、第16号は非公開といたします。会議の順番ですが、議案第5号、第6号、第7号、続いて第9号、第10号、第13号、第8号、そして内容が関連する議案であることより議案第11号と第12号を一括して審議することといたします。
続いて、議案第16号、報告第1号、第2号、議案第14号、第15号の順に審議を行うことといたします。
- 議案第5号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 細田教育長 それでは、議案第5号について事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長 それでは、議案書2ページをお開きください。
議案第5号「さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。
令和4年度組織改正におきまして、増加する学校施設の整備及び維持管理に対応するため、管理部学校施設課を「学校施設整備課」及び「学校施設管理課」の2課体制とし組織の強化を図ります。
また、不登校等児童生徒への支援の充実強化を図るため、学校教育部総合教育相談室に「不登校等児童生徒支援係」を設置します。このことに伴い「第2条（内部組織）」の規定について、所要の改訂を行うものでございます。

続いて、3ページを御覧ください。この組織改正に伴い、事務分掌の所要の改正を行うものでございます。

学校施設課におきましては、既存の事務分掌を、「学校施設整備課」及び「学校施設管理課」に振り分けるとともに、施設管理の観点より公有財産寄附の受入れに関して、学校施設管理課に事務分掌を追加いたします。

総合教育相談室におきましては、「不登校等児童生徒支援係」の事務分掌として「(6) 不登校等児童生徒の支援に関すること。」を追加するとともに、細分化していた内容を整理し、包括的な記載に修正をしたものでございます。

なお、施行期日は令和4年4月1日です。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

細田教育長 何かありますか。

大谷委員 管理部の学校施設課の改編の狙いを簡潔に教えていただけますか。

学校施設課長 こちらのつきましては学校施設リフレッシュ基本計画に基づきます学校の改修や建て替え、新設校の整備、さらに空調機の整備等、今後一層の事務が増加すると見込まれますので、学校施設に係る業務に対応するため二つの課に分けるものでございます。

大谷委員 定数的なものの管理職の設定はどうなりますか。

教育総務課長 今回組織改正に伴いまして学校施設整備課、学校施設管理課それぞれ管理職が配置されます。定数上問題ございません。

細田教育長 それでは、議案第5号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 さいたま市教育委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について

細田教育長 それでは、議案第6号について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第6号「さいたま市教育委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定について」を御説明します。

本日、机上に配布しております参考資料を御覧ください。まず、当規程の制定の背景について、御説明をさせていただきます。

令和元年12月、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とし、行政手続オンライン化法が改正されました。この改正により、原則、国の行政手続、申請及び申請に基づく処分通知等はオンライン化、地方公共団体等においても努力義務とされ、また添付書類の省略化についても規定の整備がされました。

本市では、この行政手続オンライン化法の改正を踏まえ、令和3年6月に「さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の改正を行い、オンライン化の詳細な手続については、「さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」を改正し対応しているところです。

7ページを御覧ください。こうした状況の中、今後、教育委員会におきましても行政手続のオンライン化を可能とし、その詳細な手続を定めるため、すでに市長部局において定めている条例施行規則を準用し、当規程を制定するものであります。

なお、施行期日は令和4年4月1日です。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

細田教育長 何かありますか。

それでは、議案第6号につきましては、原案のとおりとさせていただきますか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する

規則の制定について

細田教育長 それでは、議案第7号について事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書20ページを御覧ください。
議案第7号「さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。
現在、「教育委員会事務局」または「教育委員会」の組織表記の使い方が正しくないものが散見されているため、さいたま市教育委員会事務局組織規則第2条及び第4条に準拠し、全庁的に組織表記の精査をしております。具体の表記の仕方についてでございますが、例えば、管理部、学校教育部、生涯学習部の組織標記は「教育委員会事務局」となります。また、生涯学習総合センター、中央図書館、公民館などの施設又は機関の組織標記については、「教育委員会」となります。
議案書21ページを御覧ください。
本規則の条文中の組織表記について、「事務局」を追記し、「市教育委員会事務局管理部」に表記をあらためるものでございます。
施行期日は、令和4年4月1日です。
説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

細田教育長 何かありますか。
それでは、議案第7号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 それでは、議案第9号について事務局から説明をお願いします。

健康教育課長 議案第9号「さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。先ほど、御説明のありました議案7号と同様、全庁的に精査をしております教育委員会事務局、教育委員会を冠した組織表記につきまして、その引用箇所について、所要の改正を行うものとなります。

施行期日は令和4年4月1日です。
説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

細田教育長 何かありますか。
それでは、議案第9号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 それでは、議案第10号について事務局から説明をお願いします。

指導2課長 議案第10号「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。

先ほど、御説明のありました議案7号と同様、全庁的に精査をしております教育委員会事務局、教育委員会を冠した組織表記につきまして、その引用箇所について、所要の改正を行うものとなります。

施行期日は令和4年4月1日です。
説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

細田教育長 何かありますか。
それでは、議案第10号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 それでは、議案第13号について事務局から説明をお願いします。

うらわ美術館副館長 議案第13号「さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。

資料は39ページから41ページとなります。

先ほど、御説明のありました議案7号と同様、全庁的に精査をしております教育委員会事務局、教育委員会を冠した組織表記につきまして、その引用箇所について、所要の改正を行うものとなります。

施行期日は令和4年4月1日です。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いします。

細田教育長 何かありますか。

それでは、議案第13号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 それでは、議案第8号について事務局から説明をお願いします。

学事課長 議案書の23ページから26ページまでをお願いいたします。なお、参考資料といたしまして、机上に町字界区域図を御用意させていただいております。左側が変更前、右側が変更後でございます。参考にさせていただければと思います。

初めに25ページをお願いいたします。この議案の提案理由でございますが、風渡野南特定土地区画整理事業の完了により、見沼区大字風渡野の一部及び同区大字東門前の一部が、風渡野1丁目・風渡野2丁目へと変更されております。このことに伴いまして、関連する小・中学校の通学区域の表記を変更する必要が生じたことから、さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則上の文言を整備するもので、通学区域自体の変更はございません。

24ページの新旧対照表をお願いいたします。左側が改正後、右側が改正前でございます。対象校といたしましては、小学校は蓮沼小学校、中学校は春里中学校でございます。この2校についての通学区

域を改めるものでございます。

なお、施行期日は、公布の日でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

細田教育長

何かありますか。

それでは、議案第8号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第11号

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第12号

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長

続きまして、議案第11号、第12号につきましては、関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

議案第11号「さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第12号「さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の2つの議案は、関連がございますので一括して御説明させていただきます。

議案書は、33ページから38ページまでを御覧ください。

初めに議案第11号「さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。議案書の35ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、複数の校種の校長を兼務している者又はこれに準じる者に対して支給される管理職手当の額の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。具体的には、浦和中学校の校長を兼務する浦和高等学校の校長、大宮国際中等教育学校の校長の管理職手当の額を82,000円から88,000円に引き上げるものでございます。

施行期日は令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第12号「さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明

させていただきます。

この議案の提案理由でございますが、只今御説明しました管理職手当に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の詳細については、37ページを御覧ください。規則改正前後を記載する新旧対照表となります。管理職員特別勤務手当の額は、管理職手当の額の区分ごとに設定されております。議案第11号で新設する管理職手当「88,000円」が支給される校長につきましても、「82,000円」が支給される校長と同額の管理職員特別勤務手当の額とし、改正前の82,000円の区分に、「88,000円」を追加するものでございます。

施行期日は令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします

細田教育長

何かありますか。

大谷委員

今までは兼務の額82,000円で進められてきたわけなんですか。4月1日から6,000円上がるという話が出てきた経緯と管理職手当の変更ということについては、人事委員会や市長部局との調整があると思うんですけど、差し支えない範囲で教えていただけますか。

教職員給与課長

さいたま市の管理職手当は一律で設定されているわけですがけれども、中等教育学校が出来ましたことで中学校と高校という二つの教育課程を持つということで、他の学校にはない特殊性によって学校長の業務負担もあるということで、手当の額の増額を検討したものでございます。人事委員会の方には協議を終えております。

細田教育長

市立浦和高校が中学校を併設してるわけですがけれども、その時点で議論がされてなかったのが課題だったと思いますので、きっかけがないと難しく、大宮国際中等教育学校は併設型ではなくて中等教育学校型ではありますが、同じように二つの課程を併せ持つ学校が出来ましたので、これを契機に議論し、このようになったということです。

細田教育長

それでは、議案第11号、議案第12号につきましても、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第11号は原案のとおり可決され

ました。

議案第16号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱について

＜非公開案件につき内容は省略＞

＜議案は原案どおり可決＞

報告第1号 さいたま市教職員の人事について

＜非公開案件につき内容は省略＞

報告第2号 さいたま市教職員の人事について

＜非公開案件につき内容は省略＞

議案第14号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）

以上の人事について

＜非公開案件につき内容は省略＞

＜議案は原案どおり可決＞

議案第15号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

＜非公開案件につき内容は省略＞

＜議案は原案どおり可決＞

以上を持ちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時10分